

# おきたらどうする - セクハラ・パワハラの企業対応 -

「セクハラで訴えます！相手を懲戒処分にしてください。」  
「上司のパワハラでうつになりました。労災申請してください。」

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）などハラスメント問題は、いくら事前予防をしても起こりうる問題です。問題が発覚したとき企業としてとるべき対応は何か。問題の調査方法、従業員への対応、就業環境の改善策などについて講演とパネルディスカッションを通じて検討していきます。従業員がその能力を十分に発揮できるよう就業環境を整えることは企業全体にとって有益です。是非、ご参加ください。

<実施日時> 平成31年3月6日（水） 15時～17時

<会場> 福井商工会議所地下1F コンベンションホール  
福井市西木田2-8-1 TEL:0776-36-8111

<参加費> 無料

## ■ 講演

「ハラスメント問題の予防と事後対応」

弁護士 紅谷 崇文（紅谷法律事務所）

## ■ パネルディスカッション

コーディネーター：弁護士 前波 裕司（前波法律事務所）

パネリスト：弁護士 中村 淳（高志法律事務所）  
社会保険労務士 戸嶋 哲也（労働研究舎）

## ■ 質疑応答



※ 本シンポジウムは平成30年9月4日実施予定でしたが台風のため延期されたものです。

### 中小企業経営シンポジウム参加申込書

福井弁護士会 行（FAX:0776-23-9330）

事業所名			
住所（所在地）			
T E L		F A X	
参加者氏名（役職）	（ ）		（ ）
質問事項			

※当日参加自由ですが、資料の準備のため、事前の参加申込に御協力お願いいたします。